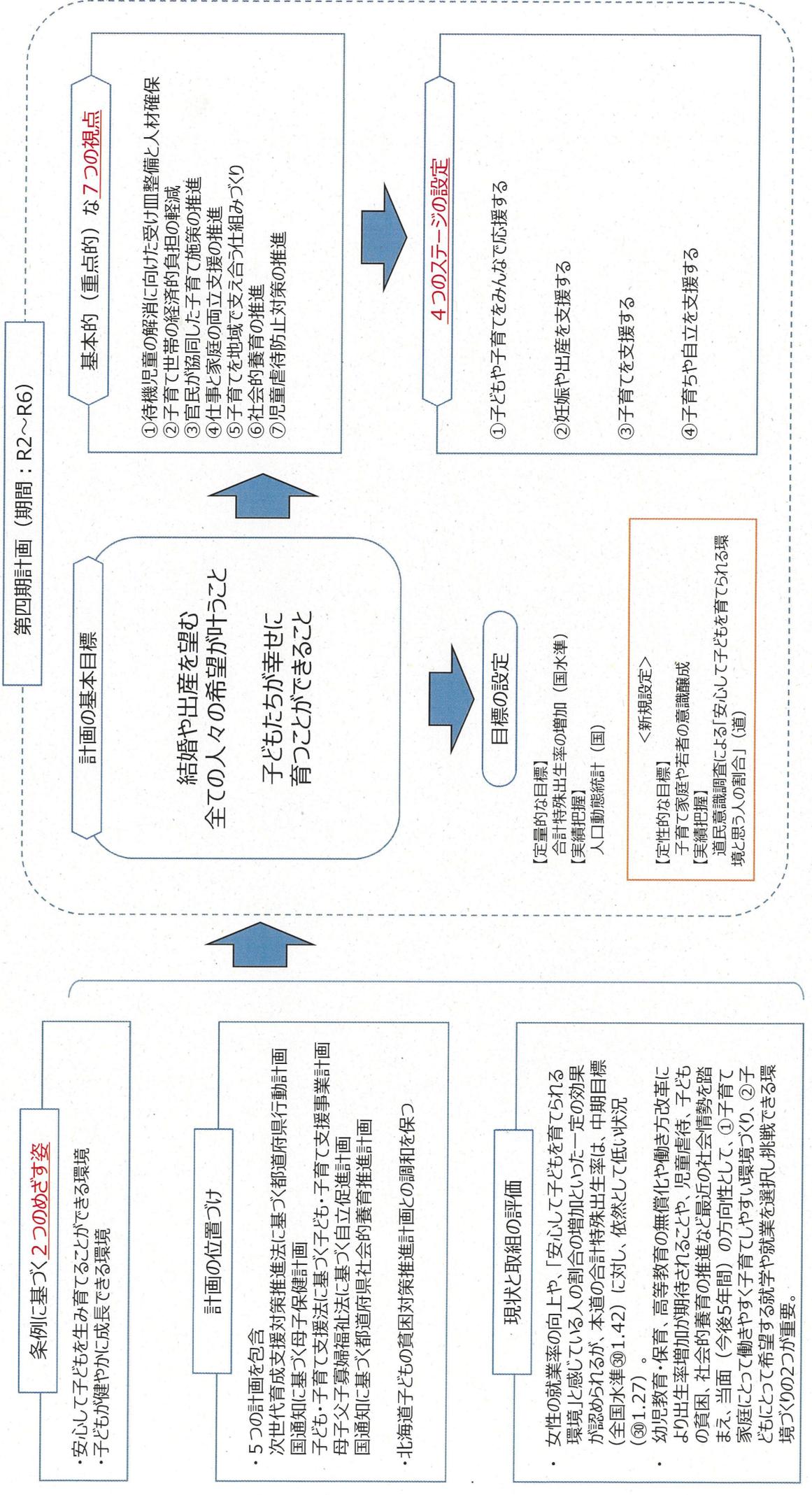


第四期子ども未来づくり計画の基本的な考え方

- 2つの環境づくりをめざす北海道子ども未来づくり条例（H16制定）に基づく実施計画として、5年を1期として策定。令和2年度を始期として令和6年度までの第四期となる計画。
- 次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県行動計画など5つの計画を包含するとともに、北海道子どもの貧困対策推進計画との調和を保つ。
- 女性の就業率の向上や待機児童の増加、児童虐待や子どもの貧困など社会的な背景に加え、国による教育・保育の無償化など新たな動きなども計画見直しにおいて勘案することが必要。
- これまでの取組や現状、知事公約などを踏まえ、第四期計画における方向性を定め、従来の定量的な指標に加え、新たな指標を設定。
- 指標の達成に向け、計画期間中の基本的（重点的）な7つの視点を定め、4つのステージごとに各般の取組を市町村と連携し、全庁挙げて推進。



第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の基本的な考え方について（案）

○計画の位置づけ（策定根拠）

北海道総合計画の特定分野別計画、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計画として策定し、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」など関連計画の内容を盛り込む。（関連計画の詳細は「資料1-2 体系図」のとおり）

なお、「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、現在の第1期計画が、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」のもと、施策全体を分かりやすく体系的に整理したものと個別に計画を策定し、道民に情報発信してきていることや、平成28年度から子どもの生活実態調査を実施し、具体的な施策への反映が求められていることなど、第2期計画についても、引き続き、「個別計画」として整理し、策定する。

【他計画等との関連】

人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育などの関連する計画等と整合性を保つ。

○計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

○計画のめざす姿・基本目標

【計画のめざす姿】

- ・「安心して子どもを生き育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進める。
- ・子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。

【基本目標】

- ・結婚や出産を望む全ての人の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現を基本目標とする。

○第三期計画（平成27年度～令和元年度）の取組と評価

第三期計画の取組に対する評価を行い、第四期計画に反映する。（平成30年度実績を踏まえ評価を予定）

（全体的な評価）

女性の就業率の向上や「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合が増加といった一定の効果の兆しも垣間見ることができるものの、本道の合計特殊出生率は、中期的な目標（全国水準 \textcircled{R} 1.42）に対し、依然として低い状況（ \textcircled{R} 1.27）

（主な課題等）

- ・保育所などへの入所待機児童の解消に至っておらず、受け皿の整備や保育人材の確保等が急務。
- ・依然として、子どもを生き育てることへの経済的負担感が強い傾向。
- ・企業等との連携・協働による取組が一部の企業等に留まっている。
- ・育児休業等の整備率が依然として低い状況。
- ・児童虐待相談対応件数が年々増加している。

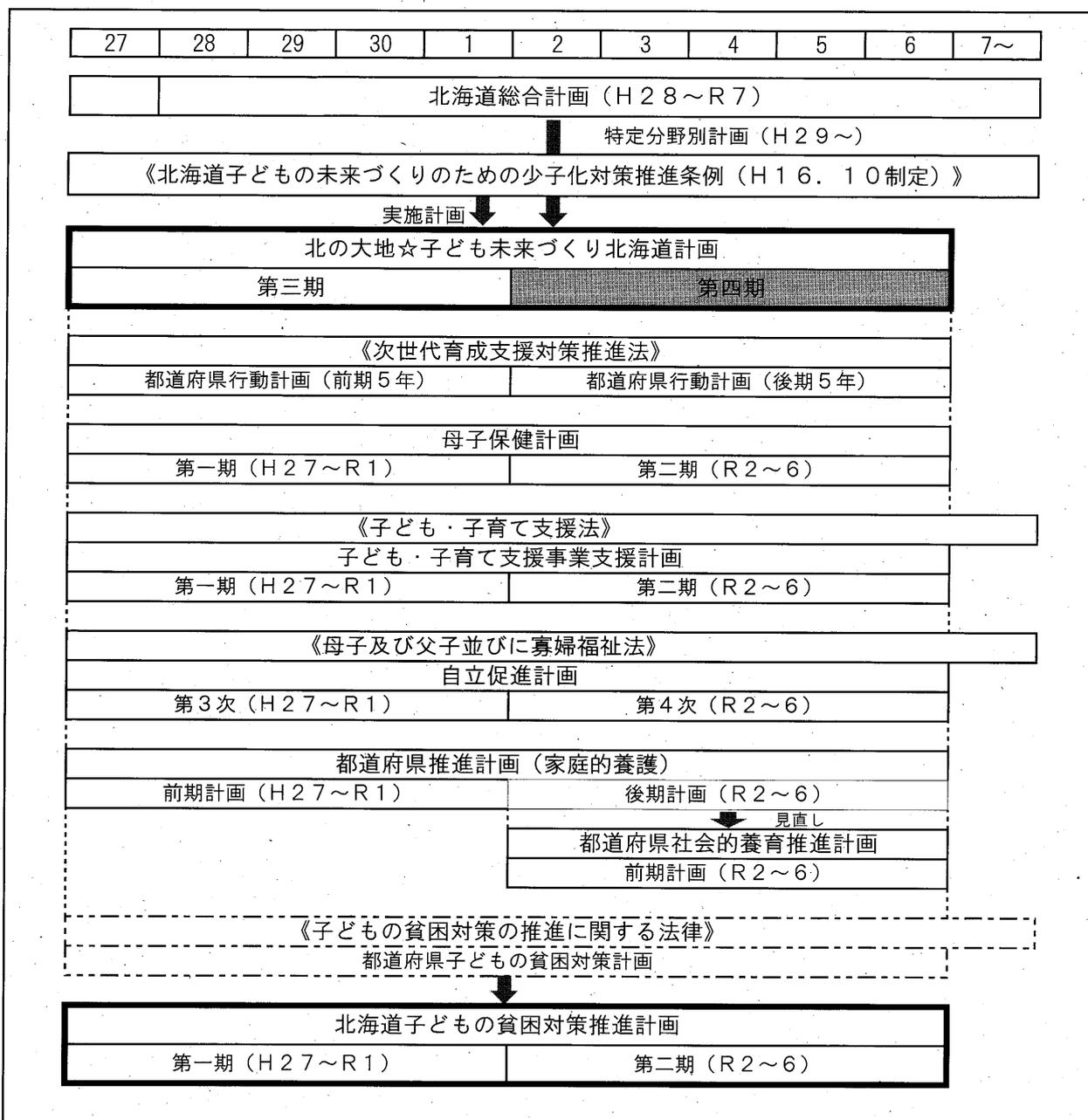
○計画の内容（構成）

・第四期計画では、子育て世代を社会全体で支えるため、生活・就労環境の整備や、男女平等参画などを推進する「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」のほか、「妊娠や出産を支援するステージ」、「子育てを支援するステージ」、「子育てや自立を支援するステージ」の4つのステージを設定する。

・少子化の現状や第三期計画の評価結果はもとより、市町村における少子化対策の取組状況、国の施策動向や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「施策推進に向けた基本的（重点的）な視点」を定め、実効性ある施策や指標項目等を検討する。

第三期計画	第四期計画
【重点施策目標】 ・少子化の改善に向けた環境づくりを着実に推進するための目標として、計画内容の最後に記載 ①未婚化・晩婚化への対応 ②子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成） ③子どもの安全・安心の確保	【基本的（重点的）な視点】 ・計画を推進する上での力点を次の項目に置くこととし、これらを踏まえて、「視点」として整理の上、計画の前面に記載 ①待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保 ②子育て世帯の経済的負担の軽減 ③官民が協働した子育て施策の展開 ④仕事と家庭の両立支援の推進 ⑤子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり ⑥社会的養育の推進 ⑦児童虐待防止対策の推進

○体系図（道の他計画との関係）



《条例に基づく基本的施策》

- ①社会全体による取組の促進（少子化対策の意義、目的等の理解の促進、相互連携の体制整備等）
- ②子どもの権利及び利益の尊重（子どもの権利尊重の普及啓発、子どもの意見等の社会反映等）
- ③地域における子育て支援体制等の充実（相談体制、地域活動等子育て支援体制の充実、ひとり親、養育に恵まれない子ども、障がいのある子どもなどへの支援体制の整備等）
- ④保育サービス等の充実（多様な保育サービス、地域の相互援助活動、放課後児童健全育成事業の充実等、保育所と幼稚園の連携、保育士等の資質向上の促進等）
- ⑤雇用環境等の整備（育児休業制度等各種制度の普及、家庭との均衡のとれた働き方の普及、若年者の就業支援等）
- ⑥母子保健医療体制等の充実（母子保健医療サービス、周産期医療の提供体制の整備等）
- ⑦児童健全育成等の促進（児童館の活動促進、文化環境の整備、食育の推進、性や喫煙等の正しい知識の普及）
- ⑧児童虐待防止対策の充実（未然防止、早期発見、被虐待児童の保護・支援体制の整備等）
- ⑨教育環境の整備（次代の親づくり、家庭教育支援、いじめや不登校への対応等）
- ⑩生活環境の整備（子育て家庭に配慮した住環境の整備、安全・安心なまちづくり等）
- ⑪経済的負担の軽減（乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置等）